

# 第3章 将来像と基本目標及び 施策の方向性

## 1 計画の目指すべき将来像と基本目標

第6期計画は、高齢者誰もが住み慣れた地域で自立し安心して暮らしていただけるよう、第5期計画から実施している「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、将来像・基本目標を継承し、10年後を見据えた計画として取り組みます。

### 目指すべき将来像

横手市に暮らす誰もが 未来への希望を抱き生きていくために  
家族の絆・地域の絆を深め ともに支えあい、助けあう地域社会

### 全体的施策

### 地域包括ケアシステムの構築

#### 基本目標①

高齢者への地域における  
支援体制の強化

- (1) 地域における生活支援体制の構築
- (2) 地域見守り体制の構築
- (3) 地域包括支援センターの機能強化
- (4) 医療と介護の連携推進
- (5) 災害時における初動・救援体制の構築
- (6) 敬老意識の醸成

#### 基本目標②

高齢者の自立した  
生活の維持

- (1) 日常生活圏域を単位とした生活支援
- (2) 新しい介護予防事業の推進（一般介護予防事業）
- (3) 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施
- (4) 健康づくりの推進
- (5) 生きがいづくり・社会参加の促進
- (6) 疾病予防の推進
- (7) 認知症予防と認知症高齢者への支援
- (8) 在宅介護への支援
- (9) セーフティネットの確保
- (10) 高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備

#### 基本目標③

介護保険事業の  
円滑な運営

- (1) 制度周知と利用啓発
- (2) 介護サービス利用・苦情等相談窓口体制の充実
- (3) 低所得者への負担軽減
- (4) 介護認定・介護給付等の適正化
- (5) 介護サービス事業者等の更なる資質向上
- (6) 市町村特別給付等への対応

## 2 計画の重点施策

横手市が目指す将来像を実現するために、以下の3つの事項を重点施策として位置付け、これらがかかえる課題の解決に向けて、施策を展開します。

### 重点施策

①

### 地域包括ケアシステムの強化

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り能力に応じて自立した日常生活を送るためには、十分なサービスの確保のみならず、多種多様なサービスを提供することが必要です。そのためには、家族のみならず、友人、隣人、地域住民のほか、関係機関と連携した重層的・総合的なサービス提供体制の整備が重要となります。

どの地域であっても偏りなく保健・医療・福祉・介護サービスが切れ目なく提供できるよう、市内3箇所にある地域包括支援センターが主体となり、市民にとって身近な相談窓口となるよう周知に努めるとともに、定期的に地域ケア会議を開催し、民生児童委員等の地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて包括的・継続的な支援を行います。

また、在宅での療養生活が円滑にできるよう、医療機関等との連携を強化し、在宅医療の充実を図ります。

さらに、地域において健康づくりや生きがいづくり等の介護予防に向けた取り組みが積極的に実施されるよう、民生児童委員をはじめ、自治会・町内会、老人クラブ、各種ボランティア団体、医師会等の関係機関との連携を強化し、地域ネットワーク体制づくりの推進に努めます。

#### 「地域包括ケアシステムの強化」のための重点事業

【総合相談支援事業】

【地域ケア会議の開催】

【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】

【在宅医療・介護連携推進事業】

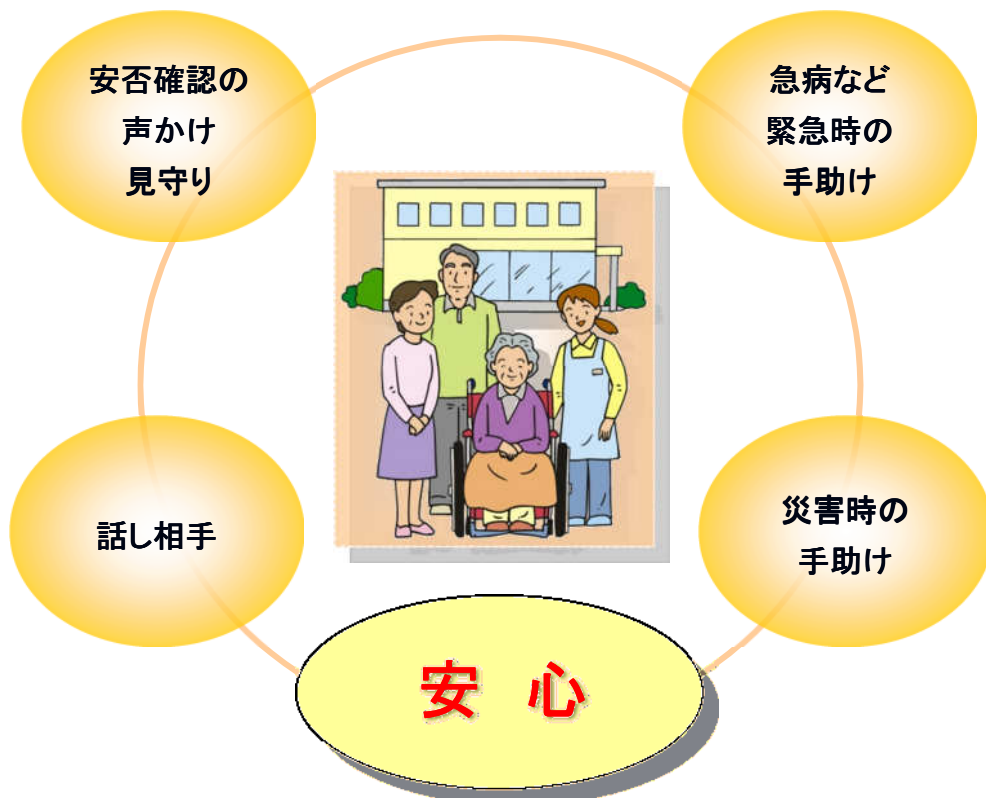
【地域支えあいネットワークの構築】

【地域支え合い体制づくり事業】

【地域支えあいネットワーク（インフォーマルの活用）】



【地域に希望する高齢者への手助け】



重点施策

②

認知症支援策の強化

近年の医療技術の進歩により、認知症の早期発見・早期治療の方法が確立され、進行を遅らせ症状を緩和することができるようになりました。しかし、今後も高齢化は進行し、介護が必要な認知症高齢者の増加が予測されています。

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、その家族も安心して生活を送ることができるよう、容態に応じた適切なサービス提供を行うための認知症ケアパスの導入や、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、介護と医療等の関係機関との連携を図りながら支援策の強化を図ります。

また、キャラバンメイト養成研修やその研修を修了した方による認知症サポーター養成講座の定期開催や、若い世代から高齢者までの幅広い年代への理解の場を設ける等、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、地域においての見守り体制の強化を図ります。

さらに、認知症の早期発見・早期対応のための認知症初期集中支援チーム等の設置や、判断能力が十分ではない方に対する擁護支援を行います。

「認知症支援策の強化」のための重点事業

【認知症総合支援事業】※新規事業

- ① 認知症ケアパスの作成・普及事業
- ② 認知症地域支援推進員等設置事業
- ③ 認知症初期集中支援推進事業
- ④ 認知症ケア向上推進事業

【徘徊高齢者家族支援サービス事業】

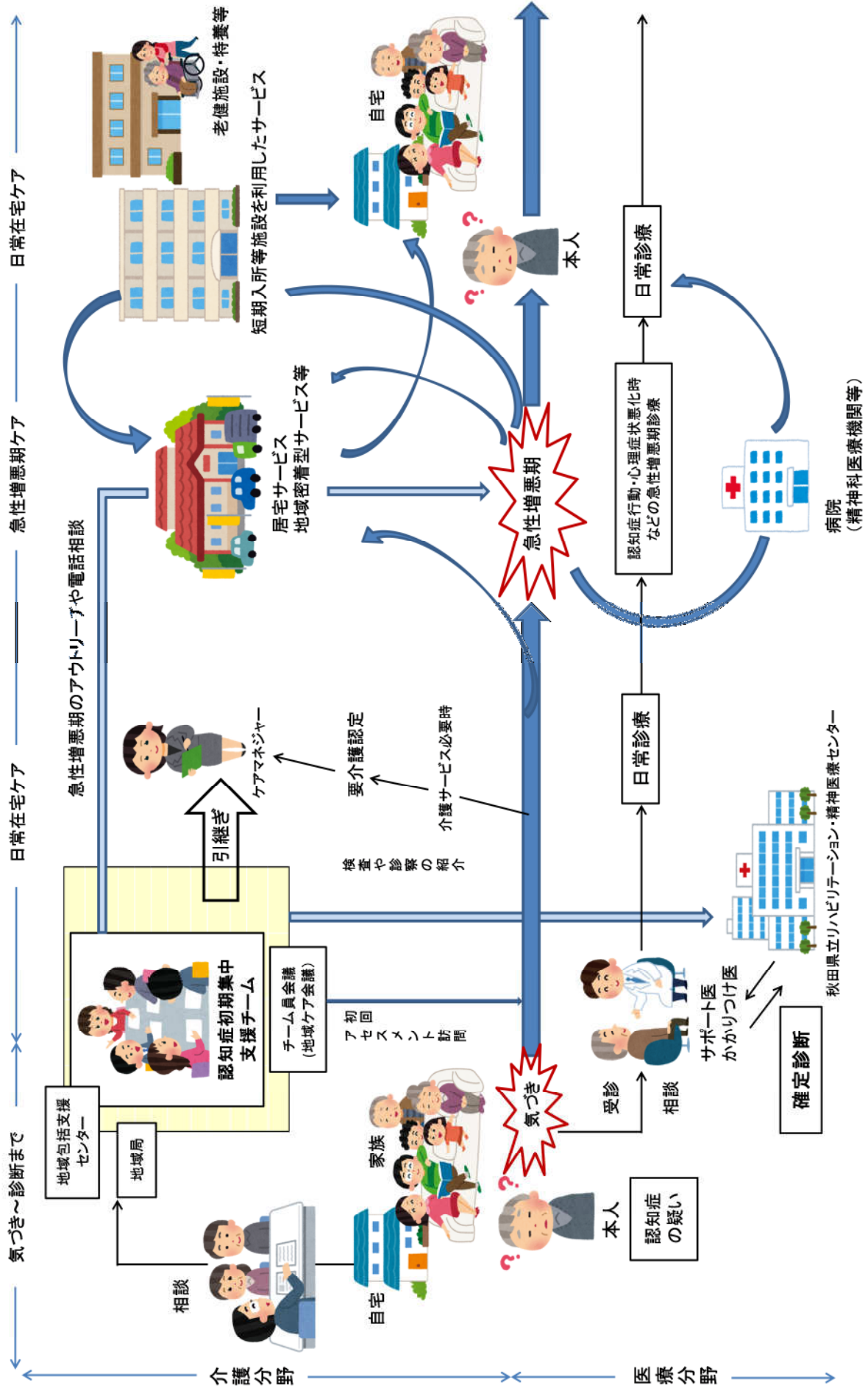
【認知症高齢者見守り事業】

【市民後見推進事業】

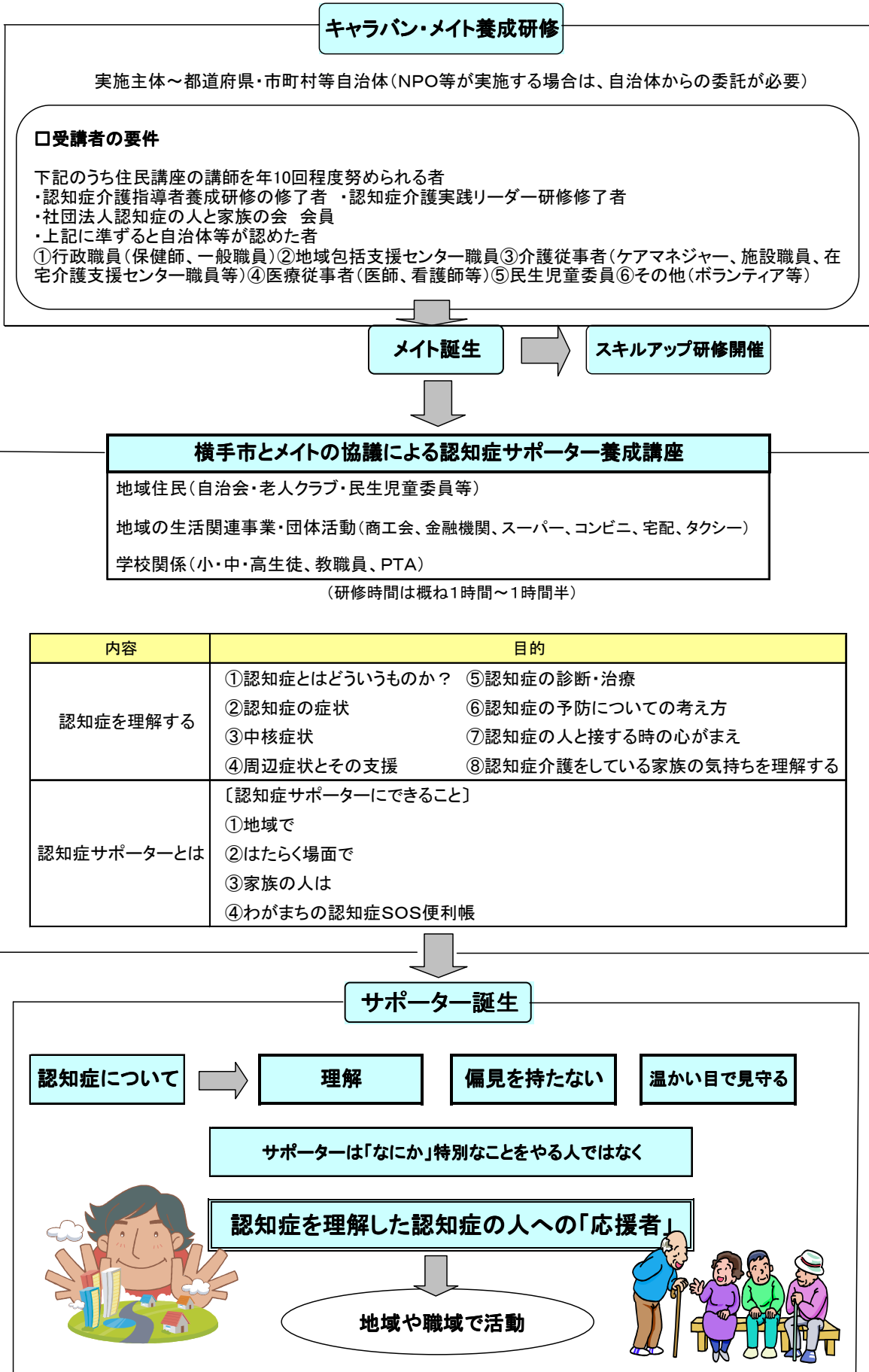
【権利擁護事業】

【成年後見制度利用支援事業】

【横手市版認知症ケアパス概念図】



【認知症高齢者支援の流れ(キャラバン・メイト養成と認知症サポーター養成)】



**サポーター誕生**

認知症について

➔

理解

偏見を持たない

温かい目で見守る

サポーターは「なにか」特別なことをやる人ではなく

認知症を理解した認知症の人への「応援者」

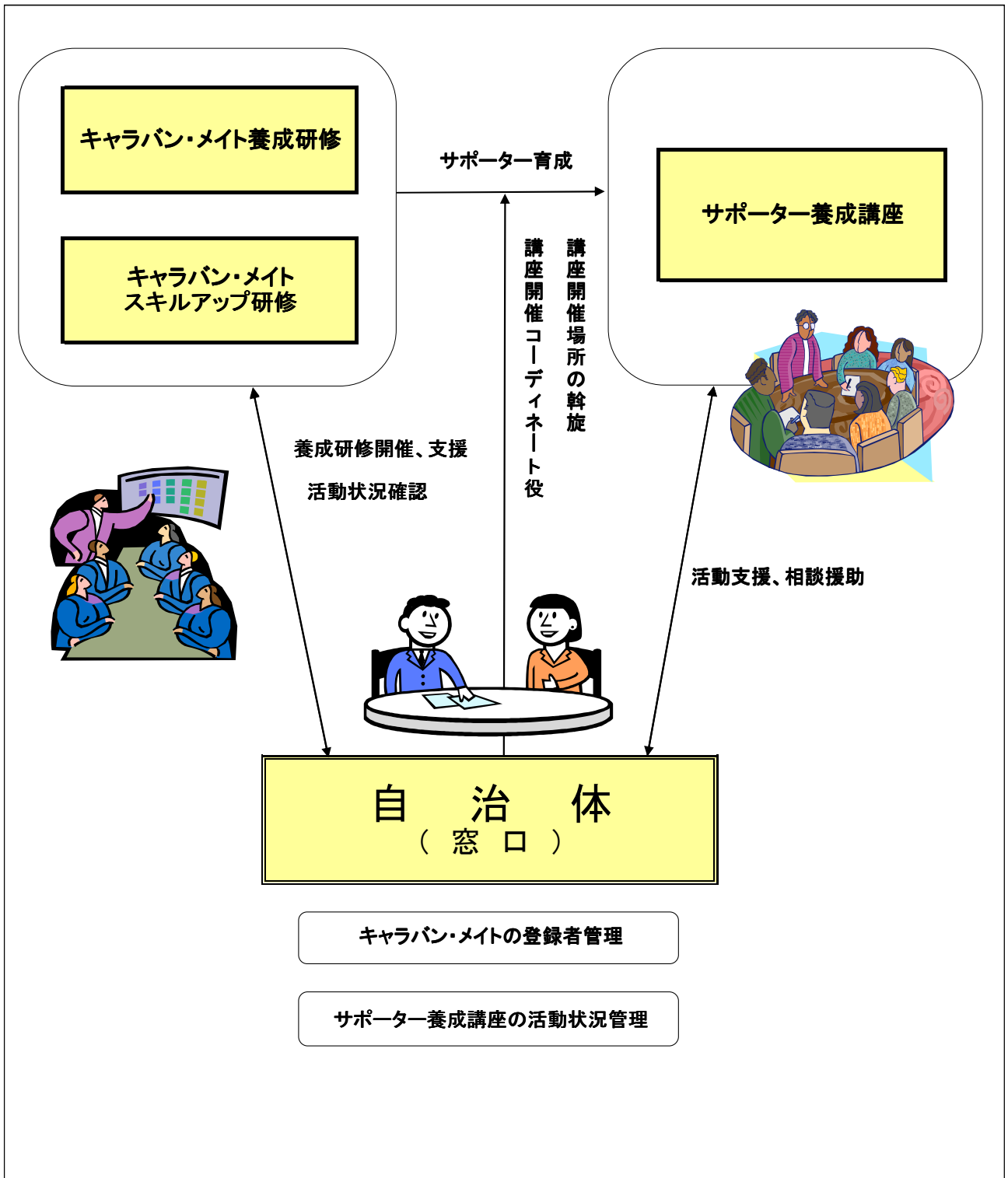


地域や職域で活動





【市の役割】



重点施策

③

雪国での暮らしを支える支援の充実

横手市では、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。そのため、生活支援サービスは必要不可欠となっています。特に、冬期間の除排雪支援のニーズは非常に高く、支援体制の強化が求められています。

除排雪を行うことが困難な高齢者が地域で不安なく生活することができるよう、自治会や町内会、ボランティア、シルバー人材センター、事業者等への除排雪支援の促進を図り、除排雪活動費の助成や除雪機の貸与等の支援強化を図ることで地域全体で支える体制づくりに努めます。

日常的な外出手段がないため外出することが困難な高齢者への支援についても、民生児童委員や福祉協力員等と連携し、支援サービスの整備・強化を図ります。

「日常生活支援サービスの充実」のための重点事業

【一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業】

【買い物支援事業】

【移動手段支援事業】



### 3 施策の方向性

#### 基本目標①

#### 高齢者への地域における支援体制の強化

##### (1) 地域における生活支援体制の構築

高齢者が、地域で安心して暮らしていけるよう、地域コミュニティの維持・回復に向けた働きかけや体制づくりを整備します。

事業名	主管課
一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業	高齢ふれあい課
くらしの安心サポート推進事業	同上
地域支え合い体制づくり事業	同上
三世代交流助成事業	増田地域局地域振興課

##### 【一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業】

おおむね 65 歳以上の高齢者で、身体上の理由等により除排雪することが困難で、親族や近隣者等からの援助が得られない方を対象に、自宅の玄関前の除雪車による雪塊の排雪を支援します。また、屋根の雪下ろしを行う事業者を斡旋し、所得要件に応じて費用の一部を助成します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>【現状】</b> 平成 25 年度(助成額) ・雪下ろし 560 世帯 (8,742 千円) ・雪寄せ 422 世帯 (10,935 千円) <b>【課題】</b> ・ボランティア受入体制の整備 ・排雪作業に対する補助要望	利用世帯数 雪下ろし 578 人 雪寄せ 435 人	利用世帯数 雪下ろし 583 人 雪寄せ 439 人	利用世帯数 雪下ろし 588 人 雪寄せ 442 人
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課

【 暮らしの安心サポート推進事業 】

地域で支えあう体制を構築するため、高齢者から子どもまで楽しめるレクリエーション用備品、環境保全のための刈払機、一人暮らし高齢者宅等の除雪支援のための除雪機を準備し、地域活動を行う団体に貸し出しします。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>【現状】</b> ・貸出件数は増加傾向 平成 25 年度 187 件 ・除雪機の長期貸出は好評 <b>【課題】</b> ・除雪機等の運搬対応 ・貸出時期の集中化		貸出件数 200 件	貸出件数 220 件	貸出件数 250 件
<b>事業区分</b>	一般高齢福祉事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課	

【 地域支え合い体制づくり事業 】

地域支えあい活動を行う町内会等の団体を対象に、新たな活動への取り組みや効果的な事業展開など、活動継続に向けた支援策の体制づくりをサポートします。

現在は、団体への補助は終了しておりますが、定期的な意見交換会を行い、活動内容の把握と活動継続に向けた支援策について検討します。

【 三世代交流助成事業 】

町内会で、高齢者から児童まで世代を越えた交流につながる自主的なイベント等を開催する事業に対して補助金を交付し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>【現状】</b> すべての集落での実施には至っていない。 平成 25 年度参加人数 1,519 人 <b>【課題】</b> 未実施集落への周知		参加人数 1,520 人	参加人数 1,520 人	参加人数 1,520 人
<b>事業区分</b>	元気の出る地域づくり事業	<b>主管課</b>	増田地域局地域振興課	

## (2) 地域見守り体制の構築

支援が必要な認知症高齢者をはじめ、すべての高齢者が安心して地域での生活を営むためには、支援サービスの提供に加えて身近な地域住民の声かけや見守りによる共助が重要となっています。

社会福祉協議会が進める「住民支え合いマップ」との連携を図りながら、地域での見守り体制を充実します。さらに、地域の高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターでは、サービス提供事業所、民生児童委員、ボランティア団体などの関係機関と連携、情報共有を図りながら、高齢者の見守り体制を構築します。

また、初期の認知症高齢者は、地域での支援を得ることにより自立した生活を維持できる可能性があるため、認知症に対する地域の理解を深めるための施策を実施します。

事業名	主管課
緊急時あんしんボタン配布事業	高齢ふれあい課
総合相談支援事業	地域包括支援センター
認知症高齢者見守り事業	同上
要援護者避難支援対策	社会福祉課

### 【緊急時あんしんボタン配布事業】

65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者手帳所持者世帯等を対象に、緊急時の連絡先やかかりつけ医などを記載する情報用紙と保管容器（あんしんボタン）を配布し、災害発生時や急病等の際の身元確認、救急隊への情報伝達に役立て、緊急時対応の迅速化を図ります。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>【現状】</b> 平成25年度 総配布数 1,374人 活用件数 27件 <b>【課題】</b> ・あんしんリストとの整合性 ・設置者の情報更新	情報更新 総配布数 2,000人	継続 総配布数 2,500人	継続 総配布数 3,000人
<b>事業区分</b>	一般高齢福祉事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課

【 総合相談支援事業 】

地域の高齢者の身近な総合相談窓口である地域包括支援センターを中心として、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、在宅介護支援センターや民生児童委員をはじめ地域の関係者とのネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談活動や地域での適切な保健・医療・福祉サービス等の活用支援を行います。

【 認知症高齢者見守り事業 】

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報、啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築、認知症高齢者に対応できるボランティア等による見守り等を行います。

また、認知症を正しく理解するための知識の普及と、脳機能チェックを取り入れて認知症予防対策を実施します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
平成 25 年度 徘徊見守り訓練実施地域 5 箇所	8 箇所 (うち新規 3 箇所)	11 箇所 (うち新規 3 箇所)	16 箇所 (うち新規 5 箇所)
平成 25 年度 認知症サポーター養成講座開催 市 内 34 箇所 受講者 700 人	市 内 35 箇所 受講者 700 人	市 内 40 箇所 受講者 710 人	市 内 45 箇所 受講者 720 人
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター

【 要援護者避難支援対策 】

要援護者台帳やマップを整備し、自力での避難・移動が困難な高齢者、障がい者などの日常の見守り活動や災害時の避難の支援を充実させます。

平成 25 年の災害時対策基本法の改正により新たな避難行動要援護者名簿を作成します。

### (3) 地域包括支援センターの機能強化

介護保険制度の改正により、地域包括ケアシステムの構築を目指すために、地域包括支援センターの機能を強化する必要があります。

横手市では、市内3箇所にある地域包括支援センターで、地域の高齢者とその家族への相談支援、介護予防ケアマネジメント等の総合的な支援を行っています。

高齢者が地域で安心して生活を続けるために、保健・医療・福祉・介護サービスが切れ目なく提供できるよう、地域ケア会議を定期的で開催し、関係機関の連携強化を図り、包括的・継続的な支援を行います。

そのため、第6期計画中に、今後の地域包括支援センターの在り方について検討をします。

事業名	主管課
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援センター
地域ケア会議の開催	同上
地域支えあいネットワークの構築	地域包括支援センター 高齢ふれあい課

#### 【 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において、多職種相互の協働等により連携し、包括的かつ継続的に支援していきます。

また、個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
【現状】 平成25年度参加者数 地域支えあいネットワーク市民集会 250人 介護支援専門員研修会 121人 市ケア会議 185人 介護支援専門員への個別支援 52件	地域ケア会議 110回	地域ケア会議 120回	地域ケア会議 130回
【課題】 ・地域における連携・協働の更なる体制づくり ・ケア会議や研修会などの充実	地域支えあいネットワーク市民集会 250人	地域支えあいネットワーク市民集会 260人	地域支えあいネットワーク市民集会 270人
	介護支援専門員研修会 120人	介護支援専門員研修会 130人	介護支援専門員研修会 140人
	横手市ケア会議 185人	横手市ケア会議 190人	横手市ケア会議 195人
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター

**【 地域ケア会議の開催 】**

地域包括支援センターが行う地域ケア会議を毎月一回定期的に開催し、保健、医療、福祉、行政、介護サービス事業者等を含めた地域局単位での意思統一を図りながら、地域における関係機関同士の連携強化と「地域包括ケア」の実現を目指します。

**【 地域支えあいネットワークの構築 】**

地域において一人暮らしや高齢者のみ世帯の見守り、地域支えあいネットワークづくりを進めるため、行政をはじめ、市民、民生児童委員、自治会・町内会や福祉関係団体等、地域人材や地域力を活用・連携し、一体となった支援体制のネットワークづくりを推進します。

第6期でも、これまで築いてきた関係機関と情報共有を図りながら、よりよいネットワークの構築を目指します。

**(4) 医療と介護の連携推進**

高齢化の進行により、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けられるよう、医療と介護のさらなる連携が必要となっており、今後も、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するための施策を強化します。

事業名	主管課
在宅医療・介護連携推進事業	地域包括支援センター
地域ケア会議の開催（再掲）	同上
地域支えあいネットワークの構築（再掲）	地域包括支援センター 高齢ふれあい課

**【 在宅医療・介護連携推進事業 】**

在宅医療を提供する機関等の連携拠点として、保健師や地域ケアコーディネーターを配置し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制を構築します。

要介護者等が住み慣れた場所で自分らしい最期が送れるようにするため、市民の視点に立ち、多職種連携によって看取りまで関われる体制の構築を目指し、切れ目のないサービス提供を可能にし、その普及啓発に取り組みます。

## (5) 災害時における初動・救援体制の構築

「要援護者台帳」との整合性を図りながら要援護高齢者の実態把握に努め、民生児童委員や福祉協力員、町内会や自治会、消防団や消防本部、関係課との連携・情報共有により災害発生時の安否確認や避難誘導の迅速化を図ります。

事業名	主管課
高齢者台帳の整備	高齢ふれあい課
緊急時あんしんボタン配布事業（再掲）	同上

### 【 高齢者台帳の整備 】

高齢者世帯の実態を調査し、台帳を整備することで、災害時における要援護者の実態把握や、必要な支援、サービス利用への働きかけ、横断的な支援の方策を検討し、高齢者に対する総合支援を推進します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>【現状】</b> ・各地域局での台帳管理 <b>【課題】</b> ・高齢者情報の一元管理	高齢者台帳システム導入の検討	高齢者台帳システム運用開始	完全運用データ更新
<b>事業区分</b>	一般福祉事業	<b>主管課</b>	社会福祉課 高齢ふれあい課 地域包括支援センター

## (6) 敬老意識の醸成

長年にわたり地域社会を支えてきた高齢者に対する尊敬やいたわりの心は、地域の支えあいの根幹となるものです。核家族化が進行する中、世代間交流や多様化する高齢者のニーズにあわせた敬老事業を行います。

事業名	主管課
敬老会事業	高齢ふれあい課
長寿祝金支給事業	同上



【 敬老会事業 】

75歳以上の高齢者を対象に、9月の敬老月間中に敬老会を開催します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>【現状】</b> ・市内14箇所で開催 平成26年度 参加者 4,109人 参加率 20.6% <b>【課題】</b> ・参加者の減少 ・運営方法等の見直し	参加者数 4,270人 参加率 23%	参加者数 4,650人 参加率 25%	参加者数 5,000人 参加率 27%
<b>事業区分</b>	一般高齢福祉事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課

【 長寿祝金支給事業 】

長寿をお祝い100歳に達した方に祝金10万円並びに賀詞、88歳に達した方に1万円並びに賀詞を贈呈します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>【現状】</b> 平成25年度 事業費 9,928千円 100歳贈呈者 21人 80歳贈呈者 753人 <b>【課題】</b> ・該当者増による事業費の増加 ・支給対象条件の定期的見直し	100歳 対象者数 32人  88歳 対象者数 883人	100歳 対象者数 42人  88歳 対象者数 942人	100歳 対象者数 57人  88歳 対象者数 997人
<b>事業区分</b>	一般高齢福祉事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課

## 基本目標②

### 高齢者の自立した生活の維持

#### (1) 日常生活圏域を単位とした生活支援

降雪量の多い横手市では、雪下ろし・雪寄せ作業が欠かせないため、高齢者にとっての雪対策は悩みの種です。

健康と福祉に関するアンケート調査でも、雪下ろし・雪寄せや日常の買い物、移動などの生活支援が求められています。

今後も、高齢者の自立した生活を維持するため、地域住民、民生児童委員や福祉協力員、関係機関と連携し、一人暮らし高齢者等の生活支援体制を強化します。

事業名	主管課
配食サービス事業	高齢ふれあい課
緊急通報・ふれあい安心電話システム推進事業	同上
一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業(再掲)	同上
買い物支援事業	同上
移動手段支援事業	経営企画課
地域ケア会議の開催(再掲)	地域包括支援センター
生活支援体制整備事業	高齢ふれあい課 地域包括支援センター

【 配食サービス事業 】

65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等で、要介護認定で「非該当」か「要支援1・2」と認定された方、または自立している方を対象に、週3回の夕食の配達と安否確認を行い、異変があった場合には関係機関への連絡を行うことで、日常生活の安定と福祉の増進を図ります。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>【現状】</b> 平成 25 年度 利用者実数 263 人 延利用食数 24,399 食 <b>【課題】</b> ・総合事業への移行に伴う事業内容の精査、検討 ・利用者拡大の検討及び事業手法の見直し	課題内容検討  利用者数 270 人	見直し→検証  利用者数 280 人	第7期での実施方針決定 利用者数 290 人
<b>事業区分</b>	一般高齢福祉事業 地域支援事業※	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課

※地域支援事業化については利用対象者の見直しが必要

【 緊急通報・ふれあい安心電話システム推進事業 】

65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、操作の容易な緊急通報装置、ふれあい安心電話を貸与し、24時間体制で急病や災害等の緊急時に対応します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>【現状】</b> 平成25年度末 ・緊急通報システム 設置件数 249件（横手地域） ・ふれあい安心電話 設置件数 290件（横手以外） <b>【課題】</b> ・日中独居者からの設置要望あり ・有料化、人感センサー導入の検討	課題内容検討  利用者数 558人	見直し→実施→ 検証 利用者数 563人	継続  利用者数 568人
<b>事業区分</b>	一般高齢福祉事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課

【 買い物支援事業 】

交通手段を持たない高齢者の日常生活を支援するため、集落会館等への出前商店の開設や移動販売について民間事業所と協議・検討します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>【課題】</b> ・行政主体では公平感の要確保 ・民間が実施、市では補助等の後方支援策の検討 ・高齢者は自分で買い物することを望んでいる	市内の状況把握→ 支援策の検討	実証実験→検証	事業実施→検証
<b>事業区分</b>	一般高齢福祉事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課

**【 移動手段支援事業 】**

バス路線の廃止等による公共交通の減少に伴い、一部地域においては高齢者の生活が極めて不便な状況となっていることから、関係課と連携し移動手段の確保を図ります。

平成 25 年 10 月より「横手デマンド交通・横手市循環バス」が運行していますが、目的地まで直通利用ができないこともあり、高齢者が不便に感じていることについて検討します。

**【 生活支援体制整備事業 】**

生活支援・介護予防サービスの体制整備においては、市が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支えあいの体制づくりを推進します。

生活支援体制整備事業を活用した「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等を通じて、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるよう取り組みます。

## (2) 新しい介護予防事業の推進（一般介護予防事業）

今回の介護保険制度改正により、平成37年に団塊の世代が75歳を迎えるなど少子高齢化が進行する中、要支援認定者等の生活支援ニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護と通所介護を地域支援事業の総合事業（介護予防・日常生活支援事業）へ移行することになりました。

この総合事業は、要支援認定者等に対して支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者に対して支援を行う「一般介護予防事業」で構成されます。

横手市においては、これまでの介護予防事業（一次予防事業）を実施してきましたが、身近な地域で住民が主体となった活動を充実するため、地域と協働しながら新たな介護予防事業を本年度から展開します。

事業名	主管課
介護予防把握事業	地域包括支援センター
介護予防普及啓発事業	地域包括支援センター 健康推進課
生きがいづくり支援事業	健康推進課
介護予防型健康の駅事業 (シニアパワーアップ教室、中・小規模健康の駅)	同上
介護予防水中健康運動教室 (腰痛・膝痛緩和のための健康運動教室)	雄物川地域局産業建設課 (えがおの丘)
地域介護予防活動支援事業	地域包括支援センター
生活管理指導員派遣事業（自立ヘルパー派遣）	高齢ふれあい課
生活管理指導短期宿泊事業（自立ショートステイ）	同上
一般介護予防事業評価事業	地域包括支援センター
健康教育、健康相談、健康診査	健康推進課

**【 介護予防把握事業 】**

要介護状態となる可能性が高いと認められる高齢者を把握するため、基本チェックリストによる調査や相談、訪問活動から対象者を把握します。回収率向上と未回収者の状況把握に努めます。

**【 介護予防普及啓発事業 】**

高齢者を対象に、健康教育・健康相談等の取り組みを通じて、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域において自発的な介護予防に結びつくよう支援を行います。

また、高齢者を対象にした地域の集いやイベントを通して、医師・歯科医師・歯科衛生士・保健師・栄養士・健康運動指導士などが、健康づくりや介護予防の普及啓発に向けた講話や各種教室を行います。

**【 生きがいづくり支援事業 】**

脳活性化を図るためのレクリエーション等を実施し、認知症を防ぐ施策を実施します。

**【 シニアパワーアップ教室事業 】**

65歳以上で要介護認定を受けていない方を対象に、運動習慣を身につけ、老化や廃用性症候群を予防することを目的にした教室です。「健康の駅よこてトレーニングセンター」を会場に、エアロバイクの有酸素運動、筋力向上トレーニング、バランストレーニング、機能的トレーニング、身体・体力測定、運動効果の評価などを行います。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の成果を得ており、その後の運動継続者も多い</li> </ul> <p>平成 25 年度                      実利用者数 36 人                      延利用利用者数 524 人</p> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加人数に制限がある</li> <li>教室終了後の、「健康増進タイム」利用に繋げる工夫が必要</li> </ul>	実利用者数 45 人	実利用者数 48 人	実利用者数 51 人
<b>事業区分</b>	地域支援事業	<b>主管課</b>	健康推進課



【中・小規模健康の駅事業】

中規模健康の駅事業は、生涯学習活動や地域活動と連携した地域ぐるみの“健康づくり”を支援する場です。公民館などを会場にして、健康の駅スタッフや健康の駅サポーターによる健康講話、運動指導、体力測定などを行います。

小規模健康の駅事業は、地域の顔なじみの仲間が声を掛けあい、身近なところで“健康づくり”を支援する場です。町内会館などを会場にして、健康の駅スタッフによる健康講話、運動指導、体力測定などを行います。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>【現状】</b> ・事業規模を拡大している 平成 25 年度 中規模駅数 18 箇所 小規模駅数 58 箇所 <b>【課題】</b> ・参加者の高齢化が進んでおり、若い世代の掘り起こしが必要	中規模駅数 22 箇所  小規模駅数 62 箇所	中規模駅数 24 箇所  小規模駅数 65 箇所	中規模駅数 26 箇所  小規模駅数 68 箇所
<b>事業区分</b>	地域支援事業	<b>主管課</b>	健康推進課

【介護予防水中健康運動教室（腰痛・膝痛緩和のための健康運動教室）】

65歳以上で要介護認定を受けていない方を対象にして、高齢者の多くが抱えている腰痛・膝痛などを軽減し、身体機能の向上を図ります。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>【現状】</b> ・一定の参加者を確保しており、市民に定着している ・フォローアップ教室は、毎回参加者が増加している <b>【課題】</b> ・フォローアップ教室参加者増加に伴う受け入れ態勢の検討	「腰痛・膝痛緩和のための健康運動教室」 参加者数 40 人  「フォローアップ教室」 参加者数 120 人	「腰痛・膝痛緩和のための健康運動教室」 参加者数 40 人  「フォローアップ教室」 参加者数 140 人	「腰痛・膝痛緩和のための健康運動教室」 参加者数 40 人  「フォローアップ教室」 参加者数 160 人
<b>事業区分</b>	地域支援事業	<b>主管課</b>	雄物川地域局産業建設課

【 地域介護予防活動支援事業 】

高齢者が介護予防に関するボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行い、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援します。地域活動に携わっているリーダーに介護支援の知識や技術を地域で提供できるよう育成し、地域に根差した活動ができるよう支援します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>【現状】</b> ・介護予防普及講座 年 1 回 2～3 回講座 ・介護予防フォロー講座 年 1 回 2 回講座 <b>【課題】</b> ・多くの参加者を確保できるように、内容等について検討を行う ・介護予防サポーターの自主的な活動を支援	介護予防普及講座 受講者数 40 人  介護予防 フォロー講座 受講者数 20 人	介護予防普及講座 受講者数 50 人  介護予防 フォロー講座 受講者数 25 人	介護予防普及講座 受講者数 60 人  介護予防 フォロー講座 受講者数 30 人
<b>事業区分</b>	地域支援事業	<b>主管課</b>	地域包括支援センター

【 生活管理指導員派遣事業（自立ヘルパー派遣） 】

【 生活管理指導短期宿泊事業（自立ショートステイ） 】

65 歳以上で要介護認定を受けていない方を対象に、生活管理指導員を派遣し、日常生活に関する支援や指導をします。また、一時的に施設へ宿泊し生活習慣等の指導を行い、要介護状態への進行を予防します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
・緊急性の高い利用者が多い 平成 25 年度 自立ヘルパー 実利用者数 21 人 延利用回数 562 回 自立ショート 実利用者数 4 人 延利用日数 64 日	自立ヘルパー 実利用者数 22 人  自立ショート 実利用者数 3 人	自立ヘルパー 実利用者数 22 人  自立ショート 実利用者数 3 人	自立ヘルパー 実利用者数 22 人  自立ショート 実利用者数 3 人
<b>事業区分</b>	地域支援事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課

**【 一般予防事業評価事業 】**

一般介護予防事業の目標値達成状況等を評価し、内容の改善を図ります。

包括的なケアに向けて多職種協働による事業実施を行い、経年的な評価ができるような体制を整備します。

**【 健康教育 】**

生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、適切な助言や指導を行うことで、高齢者の健康の保持・増進を支援します。

健康教育の実施場所、参加者に一部偏りが見られるため、多くの方が参加できるように、場所等の検討をしながら事業を継続していきます。

**【 健康相談 】**

心身の健康のため個別相談に応じ、必要な助言や指導を行うことで家庭における健康管理を支援します。健康相談の実施場所として一部偏りがみられるため、多くの方が相談できるような機会の充実を図りながら事業を継続していきます。

**【 健康診査 】**

生活習慣病の早期発見・早期治療を図り、生活指導に結びつけることで、高齢者の疾病の予防を図ります。健康診査の受診者は増加傾向にあり、引き続き受診者増を目指し事業を継続していきます。

### (3) 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施

要支援認定者とそれに相当する「事業対象者」の多様なニーズに対応するため、訪問型サービスと通所型サービスに加えて、生活支援サービスを実施します。

事業名	主管課
訪問型サービス	地域包括支援センター
通所型サービス	同上
生活支援サービス	同上
介護予防ケアマネジメント事業	同上
訪問指導	健康推進課

#### 【 訪問型サービス 】

##### ①訪問介護（旧 介護予防訪問介護）

平成 26 年度までの制度における介護予防訪問介護に相当するサービスです。市の指定を受けた事業者が、訪問介護員による短時間の生活援助等を提供します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
平成 27 年度に、保険給付から地域支援事業に移行	77 人／月	194 人／月	214 人／月
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター

※平成 27 年度において段階的に移行するため、平成 27 年の人数が少なくなっています。

##### ②短期集中予防サービス（旧 訪問型介護予防事業）

事業対象者で、心身の状態等により通所型介護予防事業への参加が困難な方に、保健師等が自宅を訪問し必要な相談・指導等を行います。

【 通所型サービス 】

①通所介護（旧 介護予防通所介護）

平成 26 年度までの制度における介護予防通所介護に相当するサービスです。市の指定を受けた事業者が、生活機能向上型のサービス等を提供します。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
平成 27 年度に、保険給付から地域支援事業に移行		113 人／月	319 人／月	365 人／月
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

※平成 27 年度において段階的に移行するため、平成 27 年の人数が少なくなっています。

②さわやかアップ教室（旧・通所型介護予防事業）

事業対象者を対象にした、短期集中予防サービスです。

高齢者自身の日常生活動作の能力を高め、本人の介護予防の実践に結びつけていくため、運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上等のプログラムを行います。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<p>【現状】 平成 25 年度利用実人員 315 人 延人員 3,593 人</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム内容の充実</li> <li>・対象者への参加勧奨</li> <li>・待機者の軽減のため事業所の拡大や教室終了後の継続した支援</li> </ul>		継続・拡大	継続・拡大	継続・拡大
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

【生活支援サービス】

高齢者が地域で生活を継続するためには多様な支援ニーズがあり、公的介護サービス以外の生活支援サービスについて、生活支援コーディネーターや協議体の設置を通じて、サービスが創出されるよう取り組みを進めます。

【介護予防ケアマネジメント事業】

要支援1・要支援2、または事業対象者で、総合事業に位置付けられるサービスだけを利用する方に対して、心身の状況、置かれている環境、対象者自らの選択に基づいて、事業が効率的に実施されるよう援助します。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
平成27年度に新設		289人/月	381人/月	493人/月
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター	

※平成27年度に新設されたため、平成27年の人数が少なくなっています。

（参考）保険給付としての介護予防支援

要支援1・要支援2、または事業対象者で、総合事業に位置付けられるサービス以外のサービスも利用する方が対象です。

現状及び課題		年次計画（目標値）		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>【現状】</b> 平成26年3月時点 要支援認定者数 1,144人 計画作成者数 588人		433人/月	381人/月	329人/月
事業区分	介護予防支援事業	主管課	地域包括支援センター	

※平成27年度に介護予防ケアマネジメントが新設されたため、徐々に人数が少なくなっています。

【訪問指導】

高齢者の生活環境を把握し、助言・指導を行うことで心身機能の低下予防と健康の保持増進を図ります。さまざまな職種の介入が必要とされることもあり、関係課、関係職種とより連携して事業を継続します。

#### (4) 健康づくりの推進

高齢者が元気で自立した生活を営むことができるよう、健康維持・増進のための健康づくり事業と保健指導、栄養指導、運動指導をバランスよく組みあわせた介護予防につながる事業を進めます。

事業名	主管課
はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	高齢ふれあい課
健康づくり入浴サービス券支給事業	同上
自立者支援通所事業（ミニデイサービス）	同上

#### 【 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 】

65歳以上の高齢者の健康保持と増進を図るため、市登録の施術所で利用できる「はり・きゅう・マッサージ施術券」を年12枚（施術1回あたり1,000円の助成）交付します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>【現状】</b> 平成25年度 申請者 6,277人 利用枚数 15,575枚 利用率 4.1% 事業費 15,741千円 <b>【課題】</b> ・受益者が限定的であり、事業内容の検討が必要	継続→見直し検討 対象者 32,802人	継続 対象者 32,736人	継続 対象者 33,020人
<b>事業区分</b>	一般高齢福祉事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課



【健康づくり入浴サービス券支給事業】

65歳以上の高齢者の健康保持と増進を図るため、市内入浴施設で利用できる「健康づくり入浴サービス券」を年12枚（入浴1回あたり約半額の助成）交付します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>【現状】</b> ・利用率は年々増加傾向 平成25年度 申請者    10,659人 利用枚数  69,942枚 利用率      34% 事業費    6,864千円 <b>【課題】</b> ・協力施設の減少	見直し検討 対象者 32,802人	対象者 32,736人	対象者 33,020人
<b>事業区分</b>	一般高齢福祉事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課

【自立者支援通所事業（ミニデイサービス）】

60歳以上の方で、要介護認定で「非該当」と認定された方、または自立している一人暮らし等の方を対象に、各地域の施設を利用し趣味活動等の各種サービスを提供することで、閉じこもり防止や介護予防につなげます。また、運動カリキュラムや認知症予防の導入等を図り、内容の充実とサービスの標準化を推進します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>【現状】</b> 平成25年度 利用者数    424人 延利用回数  13,591回 <b>【課題】</b> ・実施会場の規模や設備と料金の見直しが必要	利用者数 486人	利用者数 491人	利用者数 495人
<b>事業区分</b>	一般高齢福祉事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課

## (5) 生きがづくり・社会参加の促進

高齢者の生きがづくり・社会参加や閉じこもりがちになることを予防するため身近な地域での活動の場は重要なことから、今後も地域活動への参加を促進します。

事業名	主管課
老人クラブ活動支援事業	高齢ふれあい課
高齢者生きがづくり事業（ワークルーム）	十文字地域局市民福祉課
横手市高齢者センター管理運営事業	高齢ふれあい課
横手市高齢者及び世代間交流施設管理運営事業（いきいき館）	同上

### 【 老人クラブ活動支援事業 】

地域に根ざした身近な自主活動団体である単位老人クラブに補助金を交付することにより、活動の活性化を図り、生きがづくりに結び付けます。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>【現状】</b> 平成 25 年度 クラブ数 171 団体 会員数 6,881 人 加入率 17.1% <b>【課題】</b> ・クラブ数、会員数の減少 ・新規加入の促進	会員数 6,890 人	会員数 6,900 人	会員数 6,910 人
<b>事業区分</b>	一般高齢福祉事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課

### 【 高齢者生きがづくり事業（ワークルーム） 】

高齢者の生きがづくりを促進するため、高齢者専用の活動の場として十文字地域の幸福会館を提供し、創作活動やサークル活動等の自主的活動を支援します。利用団体、利用者数ともにほぼ横ばいの状況で、利用頻度は比較的高い現状にあります。施設の老朽化が進んでおり、施設の維持管理が課題となっています。

【 横手市高齢者センター管理運営事業 】

高齢者の生きがいや社会参加を促進するために、高齢者専用の活動の場を提供し、創作活動やサークル活動等の自主的活動を支援します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数は横ばいで推移</li> <li>・利用団体、会員の固定化</li> </ul> <p>平成 25 年度 登録クラブ利用者 9,378 人 一般利用者数 1,428 人</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化</li> <li>・各団体の会員数の減少、会員の高齢化</li> </ul>	<p>登録クラブ利用者数 9,400 人</p> <p>一般利用者数 1,450 人</p>	<p>登録クラブ利用者数 9,450 人</p> <p>一般利用者数 1,500 人</p>	<p>登録クラブ利用者数 9,500 人</p> <p>一般利用者数 1,550 人</p>
事業区分	一般高齢福祉事業	主管課	高齢ふれあい課

【 横手市高齢者及び世代間交流施設管理運営事業（いきいき館）】

高齢者の生きがいや社会参加を促進するため、レクリエーション活動やミニデイサービスなどの施設として提供します。

学童保育場所として活用していますが、施設の老朽化が進んでおり、施設の維持管理が課題となっています。

（6） 疾病予防の推進

健康でいきいきとした生活を送るためには、日ごろから健康に関心を持ち、自身の健康状態を把握しながら、健康に関する正しい知識をもって健康づくりに取り組むことが重要です。

健康維持のためには、日常的な食生活改善や運動のほかに、健診等による早期発見・早期治療が重要であるため、疾病予防への取り組みを強化します。

## (7) 認知症予防と認知症高齢者への支援

急速な高齢化に伴い、認知症高齢者の増加が心配されます。健康と福祉に関するアンケート調査においても、認知症になるおそれのある方がみられることから、その予防対策の強化が必要となっています。

認知症は、早期の適切な診断・対応と正しい知識や理解が重要なことから、本人とその家族をはじめ、地域力を生かした見守り支援等を推進してきました。

認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるよう、地域、地域包括支援センター、医療機関、サービス事業所等の関係機関と連携し、認知症支援体制の構築を目指します。

また、認知症の早期発見・対応に重要な役割である認知症サポーターについては、より一層活躍できる場を確保し、世代の担い手を確保するなど、今後も対策を充実し、認知症に伴う高齢者の権利擁護のため、成年後見制度をはじめとした施策の充実を図ります。

新規事業の創設	主管課
認知症総合支援事業 ①認知症ケアパスの作成・普及事業 ②認知症地域支援推進員等設置事業 ③認知症初期集中支援推進事業 ④認知症ケア向上推進事業	高齢ふれあい課 地域包括支援センター

事業名	主管課
徘徊高齢者家族支援サービス事業	高齢ふれあい課
認知症高齢者見守り事業（再掲）	地域包括支援センター
総合相談支援事業（再掲）	同上
市民後見推進事業	同上
成年後見制度等利用支援事業	同上
権利擁護事業	同上

【 認知症総合支援事業 】（※新規事業）

①認知症ケアパスの作成・普及事業

認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく医療・介護等が提供されるサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を確立します。

②認知症地域支援推進員等設置事業

医療と介護の連携強化や、認知症の方やその家族を支援するための推進役を担う「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知機能低下予防について、地域局保健師と協働で訪問を行い相談・指導を実施している。	認知症地域支援推進員 3人	認知症地域支援推進員 6人	認知症地域支援推進員 9人
事業区分	地域支援事業	主管課	地域包括支援センター

③認知症初期集中支援推進事業

認知症の方やその家族に早期に対応する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断と速やかに適切な医療・介護等が受けられる支援体制を構築します。

④認知症ケア向上推進事業

認知症ケアの向上を図るため、地域での実情に応じて以下の事業を行います。

- 1) 病院・介護保険施設などでの認知症対応力向上の推進
- 2) 介護保険施設や介護事業所などでの在宅生活継続支援
- 3) 認知症の人の家族に対する支援の推進
- 4) 認知症ケアに携わる多職種協働研修の推進

【 徘徊高齢者家族支援サービス事業 】

徘徊高齢者を介護している家族を対象にして、GPS機能を持つ端末を貸し出すことで、徘徊した場合の居場所の特定ができ、早期発見につなげます。

利用希望者が少なく固定化しており、必要度の検証や周知方法、効果的なシステムの検討をしながら事業を継続していきます。

平成 25 年度実績	事業費 28,332 円	実利用者数 3 人
------------	--------------	-----------

【 市民後見推進事業 】

親族等による成年後見が困難な方の増加が見込まれることから、日常的な金銭管理等の権利擁護を行う市民後見人を養成し、その活動を支援します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>【現状】</b> ・市民後見人養成研修の開催 ・裁判所への後見人候補者推薦 平成 26 年度 基礎研修受講修了者 18 人 実践研修受講修了者 16 人 名簿登録者数 25 人 <b>【課題】</b> ・市民後見人候補者の資質向上	名簿登録者数 30 人	名簿登録者数 35 人	名簿登録者数 40 人
<b>事業区分</b>	一般高齢福祉事業	<b>主管課</b>	地域包括支援センター

【 成年後見制度等利用支援事業 】

成年後見制度を利用者している低所得の高齢者からの申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。

平成 26 年度実績（見込み）	後見人報酬助成件数 4 件
-----------------	---------------

【 権利擁護事業 】

地域の高齢者を対象に、成年後見制度の活用を促進します。また、老人福祉施設等への入所に向けた支援や、高齢者虐待・困難事例への対応、消費者被害の防止を図ります。

## (8) 在宅介護への支援

介護が必要となっても、住み慣れた地域で可能な限り在宅での生活を希望する方が多いのが現状です。

在宅生活を続けるためには、家族の負担軽減のための支援が重要です。本人とその家族が安心して生活できるよう、正しい介護の方法や相談体制等の支援サービスの充実を図ります。

事業名	主管課
在宅介護出前講座	地域包括支援センター
介護相談員派遣事業	地域包括支援センター
移送サービス事業	高齢ふれあい課
介護用品支給券支給事業	同上
家族介護者交流事業	同上
高齢者居室整備資金融資あっせん事業	同上

### 【在宅介護出前講座】

「健康の丘おおもり」の職員が自宅等を訪問し、自宅で介護している家族への介護技術の指導や悩み等の相談に応じます。利用希望者が少ない現状にありますが、在宅介護者の負担軽減に貢献できるよう、今後も普及活動をしながら事業を継続していきます。

### 【介護相談員派遣事業】

市内の介護保険事業所を介護相談員が訪問し、利用者の相談に応じて日々の不安を解消する事業を継続して実施します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>【現状】</b> 平成 25 年度訪問回数 878 回 <b>【課題】</b> ・事業の社会的認知度の拡充 ・介護相談員の人材確保	介護相談員数 10 人	介護相談員数 12 人	介護相談員数 14 人
<b>事業区分</b>	地域支援事業	<b>主管課</b>	地域包括支援センター



【 移送サービス事業 】

おおむね 65 歳以上の寝たきり状態にある高齢者、これに準ずる状態にある身体障がい者で、身体的な理由により、一般の交通機関（介護タクシーを含む）を利用することが困難な方を対象に、医療機関への通院または入退院時に移送用車両により送迎します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>【現状】</b> ・平日は無料、業務委託 ・土日祝祭日は有料で、民間委託事業所対応 平成 25 年度 実利用者数 161 人 事業費 4,355 千円 延利用件数 1,216 件 <b>【課題】</b> ・市委託の公用車両の老朽化 ・民業圧迫	有料化  実利用者数 162 人	継続  実利用者数 163 人	継続  実利用者数 165 人
<b>事業区分</b>	一般高齢福祉事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課

【 介護用品支給券支給事業 】

要介護認定で要介護度 3 から 5 と認定された方で、市民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯に属する方を在宅で介護している家族を対象に、市民税非課税世帯の方には年額 66,000 円、均等割のみ課税世帯の方には年額 48,000 円を上限に「介護用品支給券」を支給します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>【現状】</b> ・支給対象となる介護用品は、概ね利用者ニーズに即している 平成 25 年度 事業費 31,312 千円 利用者数 806 人	利用者数 830 人	利用者数 840 人	利用者数 850 人
<b>事業区分</b>	地域支援事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課

【 家族介護者交流事業 】

要介護認定で要介護度3から5と認定された方を在宅で介護している家族を対象に、家族介護に関する教室（介護研修、介護相談）の開催や、情報交換の場を提供します。

現状及び課題	年次計画（目標値）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>【現状】</b> ・参加者が固定化し減少傾向 平成25年度事業費 388千円 利用者数 57人 <b>【課題】</b> ・在宅介護の家族形態の変化による事業内容の検討	継続  利用者数 85人	継続  利用者数 85人	継続  利用者数 90人
<b>事業区分</b>	地域支援事業	<b>主管課</b>	高齢ふれあい課

【 高齢者居室整備資金融資あっせん事業 】

高齢者向けの居住環境を整備する場合は、これまで整備資金の融資あっせんと利子の半額補助を行っていましたが、低金利の金融商品やその他の補助制度があることから平成27年度から新規の申し込みは受け付けしないこととします。

なお、利子の補助事業については今後も継続し、融資額の償還完了をもって事業を廃止します。

(9) セーフティネットの確保

高齢者虐待の発生時やセルフネグレクト（自己放任）による不衛生な住居環境等に対処するため、自宅にヘルパーを派遣し家事援助等を行ったり、施設へ短期間宿泊したりするセーフティネットとなるべき事業を引き続き実施します。

事業名	主管課
生活管理指導員派遣事業（自立ヘルパー派遣）（再掲）	高齢ふれあい課
生活管理指導短期宿泊事業（自立ショートステイ）（再掲）	同上

## (10) 高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備

高齢者人口の増加に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が年々増加しています。

居宅介護支援事業所に対するアンケートや冬期間の住まいに関する個人アンケート調査によると、高齢者向け住宅や冬期間のみ転居できる施設などへの居住要望がみられます。

高齢者が安心して日常生活を営むために必要な支援として、居住の確保が重要なことから、低所得者や軽度の生活支援が必要な方への支援として、空き家等を利用した互助ハウスの生活支援を検討します。

その他、市内の老朽化が進んでいる養護老人ホームについて、今後の在り方を検討します。

新規事業の創設	主管課
低所得高齢者等の住まい・生活支援事業	高齢ふれあい課

### 【 低所得高齢者等の住まい・生活支援事業 】

所得水準の低い高齢者が、社会的な支援が乏しい等の理由により、地域で居住を継続することが困難である、または、困難となるおそれのある場合に、居住の場を確保し日常生活上の支援を行うことにより、できる限り安定して継続した地域生活ができるように支援します。

需要について調査を行い、その必要数に応じて市内に複数の生活支援の拠点づくりを目指します。

## 基本目標③

### 介護保険事業の円滑な運営

#### (1) 制度周知と利用啓発

市のホームページや広報、説明会をはじめ、介護保険制度を分かりやすく解説したガイドブックやパンフレットを作成・配布し、制度の普及や理解の促進に役立てます。

#### (2) 介護サービス利用・苦情等相談窓口体制の充実

介護保険制度の改正に伴う事業内容の変更やサービスの多様化等に対応するため、各地域局や地域包括支援センター、高齢ふれあい課の相談窓口体制の充実と関係機関とのネットワークを強化します。

また、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者、国民健康保険団体連合会、秋田県等と連携を密にし、それぞれの役割に応じた迅速かつ適切な対応が可能な体制の確立を図ります。

#### (3) 低所得者への負担軽減

介護サービスの利用料や介護保険料について、過大な負担とならないよう、国の法令や要綱等に基づき、低所得者の負担軽減を継続します。

##### ①高額介護サービス費・高額医療・高額介護合算制度

利用者の所得状況に応じ、1か月ごとの利用者負担の合計額が一定の上限を超えた場合に、高額介護サービス費としてその超えた額を支給します。

また、同じ世帯で医療保険と介護保険にかかる自己負担額が高額になった場合は、双方の自己負担額を合算し、申請により限度額を超えた額を支給します。

##### ②特定入所者介護サービス費

市民税非課税世帯の方について、施設系サービスにかかる居住費・食費の利用者負担額の負担限度額を設け、市民税課税世帯の方が負担する平均的な費用(基準費用額)と負担限度額の差額を保険給付で補います。

### ③社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

収入が世帯で年間 150 万円（世帯員加算あり）以下等の生計困難な方などに対し、社会福祉法人等が提供するサービスの利用者負担額から 25%を軽減されます。

また、生活保護受給者についても、個室の利用に係る居住費（滞在費）にかぎり、全額が軽減されます。

## （４）介護認定・介護給付等の適正化

適正な介護認定に向け、認定調査票の不備や主治医意見書との不整合の点検を強化します。

また、介護認定状況と給付実績とを照らしあわせ、利用者に対し適切なサービスが提供されているか確認します。あわせて、ケアプラン作成過程が適正かどうか、住宅改修等が利用者ニーズに対して適切かどうかについての点検を強化します。

## （５）介護サービス事業者等の更なる資質向上

介護保険事業運営のための指定基準や介護報酬請求についての正しい理解と介護サービス事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）の更なる資質向上に寄与するため、連絡会や研修・講習会の開催、周知指導、情報提供等を行い、利用者に対して適正で質の高いサービスの提供につなげます。

また、医療的処置が必要な方の受入事業所が不足していることから、受入可能な事業所の増加に向けた取り組みを強化します。

## （６）市町村特別給付等への対応

介護保険法で定められたサービス以外の「市町村特別給付」や居宅サービス等の区分支給限度額を引き上げる「支給限度基準額の上乗せ」、介護する方の支援や要介護状態となることの予防のための「保健福祉事業」については、その費用をすべて第1号被保険者の保険料で負担することが必要です。

そのため、横手市としては、これまでと同様に保険料を押し上げる要因となる市町村特別給付等は実施しません。